

市長室からお答えします

合葬式墓地の整備について

**Q** 少子化などにより、墓を造っても管理する人がおらず、困っている人がいると思います。合同埋葬形式の墓地(合葬式墓地)を市で作ってもらえませんか。

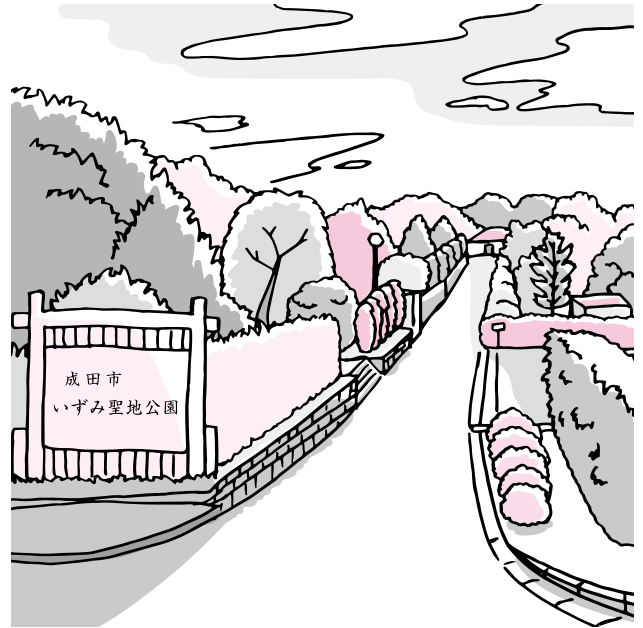
**A** 市では、墓地と公園機能を併せ持った、いずみ聖地公園に、芝生墓地と普通墓地を整備しています。これらは、墓地の使用を引き継いでいく形式となっています。

近年は少子高齢化や核家族化が進み、墓地を求める人たちの墓地に対する考え方が多様化しています。

承継を必要としない合葬式墓地の設置を求める声も市に多数寄せられており、他自治体においても合葬式墓地などを整備する動きが広がっています。

このようなことから、市民の墓地需要に対応するため、昨年度、いずみ聖地公園内に合葬式墓地を整備するための基本設計を行いました。今後、測量調査などを順次行い、合葬式墓地の整備に向けて取り組んでいきます。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ&A方式で紹介しています。

消費生活相談Q&A

暮らしのレスキューサービス  
思いがけない高額請求にご注意を

**Q** 夜中にトイレが詰まり、インターネットで検索した24時間出張サービスの業者に修理の電話をしたところ、費用は8,000円くらいと言われたので依頼しました。しかし、最初の作業では詰まりが解消しなかったため、便器を外して作業すると言われ、承諾しました。作業後、詰まりは解消しましたが、高額な費用を請求されました。事前に費用の説明がなかったのですが支払わなければならないのでしょうか。

**A** 水漏れや詰まりを24時間体制で修理してくれる出張サービスは便利ですが、一般的な事業者の営業時間外にも対応するため、料金が割高に設定されていることがあります。請求書の内容をよく確認し、変だと思う箇所や納得できない箇所について納得できる説明を受けてから支払いましょう。また、トイレの修理以外にも「鍵の紛失」「水漏れ」「害虫駆除」などのアクシデントは、慌ててしまい事業者との間でトラブルになるケースがあります。トラブルを防ぐためには次の点に注意しましょう。

- 焦って冷静な判断ができない場合があるので、日頃から信頼できる事業者を探しておく
- 「業界最安値」などの広告をうのみにしない
- 見積もりは必ず数社からとり、事業者の選定は慎重に行う
- 契約を急がされてもいったん冷静になり、その場で契約しない

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



## 健康診査

### 定期的に受診しましょう

特定健康診査を毎年継続して受診することで、病気の予防・早期発見ができます。市では、特定健康診査のほか一般健康診査や後期高齢者健康診査を行っています。対象は次の通りです。

#### 特定健康診査

40～74歳で国民健康保険に加入している人

#### 一般健康診査

18～39歳で、職場などで健康診査を受ける機会がない人(高血圧、糖尿病、脂質異常症などの治療中の人を除く)

#### 後期高齢者健康診査

受診日時点で後期高齢者医療制度に加入している人

#### 健康診査の日程(集団)

期日	会場
9月	8日(水) 久住公民館
	12日(日) 保健福祉館
	14日(火) 市役所
	15日(水)
	22日(水) 保健福祉館
	24日(金) 公津公民館
	29日(水) 三里塚コミュニティセンター
	30日(木)
10月	7日(木) 中郷ふるさと交流館
	12日(火) 保健福祉館
	13日(水)
	19日(火) 印東体育館
	21日(木)
	22日(金) 保健福祉館
	26日(火)
	28日(木) 豊住公民館

受診する際は健康保険証(一般健康診査を除く)と「成田市成人健(検)診等受診券」を持参してください。受診券を持っていない場合は事前に下記の担当課へ問い合わせてください。

健康診査と同じ日にがん検診も実施しています。がん検診の日程は広報なりた5月1日号を確認してください。60歳以上の人は、市内実施医療機関で11月30日(火)まで個別健(検)診を受けることができます。新型コロナウイルス感染症の影響により日程などの変更がある場合は市ホームページなどでお知らせします。また、当日の混雑状況によっては受診できない場合があります。

※くわしくは**特定・後期高齢者健康診査**については**保険年金課(☎20-1526)**、**一般健康診査・がん検診**については**健康増進課(☎27-1111)**へ。

期日	会場
10月	29日(金) 保健福祉館
	9日(火)
	12日(金) 保健福祉館
11月	14日(日)
	16日(火) 三里塚コミュニティセンター
	25日(木)
	26日(金) 保健福祉館
	29日(月)
12月	3日(金)
	4日(土)
	8日(水)
	10日(金) 保健福祉館
	13日(月)
	14日(火)
	17日(金)

\*受付時間は午前9時～10時30分(保健福祉館は午前8時30分～11時)

## 年金

### こんなときはどうなるの？

**Q** 会社員だった夫が60歳になり定年退職しました。私は55歳で、夫の扶養に入っていました。国民年金の届け出は必要ですか。

**A** 保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で「種別変更」の届け出をしてください。

20～59歳の方は、年金に必ず加入することになっています。加入者は、第1号被保険者(学生、農業従事者、自営業者、フリーター、無職の人など)、第2号被保険者(サラリーマンなど)、

第3号被保険者(サラリーマンなどの配偶者)の3種類に分けられ、種別が変わるときは届け出が必要です。

今回の場合、配偶者が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための届け出が必要となります。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めることとなります。納付には、手間がなく納め忘れのない口座振替や、まとめて前払いすると割引される前納制度がありますので利用してください。

※くわしくは**保険年金課(☎20-1547)**へ。